

稲沢市総合計画審議会の運営に関する確認事項

1 会議の成立

会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議の原則

各委員は、会議に臨むに当たって、次の事項を基本原則とする。

(1) 自由な発言

自由な発言を最大限に尊重する。

(2) 批判中傷の禁止

特定の個人や団体の批判中傷を行わない。

3 発言の公平性

会長は、委員の発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。

4 会議の記録

(1) 事務局は、会議の記録（概要）を作成する。

(2) 事務局は、I Cレコーダー等で会議の様子を録音するが、音声データは会議の記録（概要）を作成する目的以外には使用しないものとする。

(3) 委員の自由な発言を担保するため、会議録には発言者の氏名を明示しないものとする。

(4) 事務局は、会議に出席した委員全員の承認を得たうえで、会議録を市ホームページで公開するものとする。

5 会議の公開

(1) 会議は、原則公開とする。ただし、委員の自由な発言を阻害するおそれがある等、会議の円滑な進行上必要と認められる場合は、非

公開とする。

(2) 会議の傍聴者の定員は、原則 10 人とする。

(3) 傍聴者の決定は当日受付の先着順とする。

(4) 傍聴者の発言は認めない。

(5) 傍聴者の守るべき事項は、次のとおりとする。

ア 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

イ 会議の会場において、発言しないこと。

ウ 会議の会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

エ 会議の会場において、事務局の許可を得ずに撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

オ 会議の会場内に、ポスター、ビラ、拡声器の類を持ちこまないこと。

カ 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(6) 傍聴者は、事務局職員の指示に従わなければならない。

(7) 傍聴者が前 2 項に違反するときは、会長はこれを制止、又は退場を命じることができる。

6 確認事項の改正

この確認事項は、必要に応じて変更、又は追加できるものとする。